



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代 表 者 代表取締役社長 尾上 広和
本社所在地 兵庫県姫路市下手野 1 丁目 3 番 1 号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部
決 算 期 3 月
問 合 せ 先 経営戦略本部 コーポレートコミュニ
ケーション部長 熊 谷 定 子
T E L (0 7 9) 2 9 7 - 3 1 3 1

役員報酬制度の改正ならびに 取締役向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、取締役及び監査役の報酬額ならびに平成 27 年より導入しております業績連動型株式報酬制度の改正に関する議案を、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 72 回定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することにつき、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

株主の皆様との価値を共有し、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値増大へのインセンティブをより高めることを目的として、取締役及び監査役に対する報酬制度を見直すものであります。

2. 新制度の概要

当社の取締役報酬は、①固定金銭報酬（以下「固定報酬」という。）、②短期業績連動型金銭賞与（以下「賞与」という。）、③中期業績連動型株式報酬（以下「株式報酬」という。）により構成されておりますが、今般、上記目的を達成するために、報酬制度全体として業績連動性をより高めた報酬体系に改正することといたしました。

具体的には、報酬総額（①+②+③）に占める変動報酬（②+③）の比率を役位に応じ段階的に設定するとともに、賞与（②）の変動幅を業績目標の達成率に応じ拡大したうえで、報酬全体の構成及び役位間のバランス等についても見直しを行うものであります。また、株式報酬（③）につきましても、業績目標 100%達成時の支給水準は現行を維持したうえで、達成率に応じた変動幅を拡大いたします。

なお、従来どおり、経営の監督・監視機能を担う社外取締役及び監査役に対する報酬は、固定報酬のみといたします。

3. 金銭報酬額の改定について（上記①及び②）

これまで、取締役の金銭報酬は、「固定報酬」（①）については平成 19 年 6 月 28 日開催の第 61 回定時株主総会においてご決議いただいた「年額 150 百万円以内（うち社外取締役 20 百万円以内）」で、「賞与」（②）については株主総会で都度ご承認いただき、それぞれ支給してまいりましたが、今般、当該金銭報酬額につき、上記 2. の改正を行ったうえで、賞与も含めた「年額 450 百万円以内（うち社外取締役 50 百万円以内）」に改定いたしたく、本総会に付議するものであります。

これにより、改定後は、①及び②を上記「年額 450 百万円」の範囲内で支給することとなります。なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、監査役の金銭報酬額につきましても、取締役との報酬バランス等を勘案し、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 61 回定時株主総会においてご承認いただいた「年額 50 百万円以内」を「年額 80 百万円以内」に改定いたしたく、併せて本総会に付議するものであります。

4. 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について（上記③）

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 69 回定時株主総会及び平成 28 年 6 月 24 日開催の第 70 回定時株主総会において、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値増大を目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社国内子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役社長を対象（当社の取締役及び対象子会社の取締役社長を併せて、以下「対象取締役」という。）として業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。本制度を一部改定したうえで継続いたしたく、本総会に付議するものであります。

（1）改定後の本制度における報酬等の額及び内容等

1）本制度の概要

当社は、平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの 3 年間を対象（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）として、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」という。）を用いて本制度を導入しておりましたが、対象期間を延長し、平成 31 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までの 3 年間を対象として、対象取締役に対して、役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものであります。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、3 年間本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の 3 事業年度を新たな対象期間とします。

2）各対象会社が拠出する金銭の上限

対象取締役への報酬として本信託へ拠出する信託金の金額は、対象期間毎に 615 百万円（うち当社取締役分は 300 百万円）を上限といたします。

なお、当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

また、本信託の継続を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する株式等があるときは、延長後の本信託に承継いたします。この場合、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

3）対象取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法及び上限

対象取締役に交付するために本信託が取得する株式数は、対象期間毎に 300,000 株（うち当社取締役分は 147,000 株）を上限といたします。

対象取締役には、原則として信託期間中の毎年 5 月末日に、同年 3 月 31 日で終了した事業年度における役位及び当社が重視する経営指標の目標達成度等を踏まえ、あらかじめ株式交付規程に定めた数のポイントが付与されます。

なお、1 ポイントは当社普通株式 1 株とします。当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

4）対象取締役に対する当社株式等の交付等

受益者要件を満たす対象取締役に対しては、毎年、株式交付規程にあらかじめ定めた一定の時期に、上記 3）に基づき算定されるポイントを付与するものとし、当該ポイント数の一定割合については、在任中の一定の時期（以下「在任時」という。）に、残るポイントについては、退任時まで累積し、在任時または退任時に当該ポイント数に応じた数の当社株式を、それぞれ本信託から交付するものとします。

なお、在任時及び退任時に交付するポイント数の一定の割合については、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

5）その他

本制度により対象取締役に交付した当社株式は、株主の皆様との価値共有及び中長期的な企業業績との連動を図る観点から、原則として在任期間中は売却できないものとしております。

以 上

(ご参考)

1. 改正後の当社役員報酬制度について

(1) 報酬総額について

<取締役>

報酬の種類		現 行	変更案
金 銭	固定報酬	年額 150 百万円以内 (うち社外取締役 20 百万円以内)	年額 450 百万円以内 (うち社外取締役 50 百万円以内)
	賞 与	株主総会で決定 ※社外取締役への支給なし	※社外取締役に賞与は支給しない
株 式 報 酬*		120 百万円以内/3 年間 30,000 株以内/3 年間 ※社外取締役は制度対象外	300 百万円以内/3 年間 147,000 株以内/3 年間 ※社外取締役は制度対象外

* 株式報酬の当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

<監査役>

報酬の種類		現 行	変更案
金 銭	固定報酬	50 百万円以内	80 百万円以内

※賞与、株式報酬は支給いたしません。

(2) 賞与及び株式報酬の目標業績指標について

本総会において、報酬額及び本制度の変更につきご承認いただいた場合、賞与及び株式報酬の目標業績指標は、以下のとおりとする予定です。

[賞与]

目標とする業績指標を以下とし、期初に定めた各々の目標の達成度に応じて、以下内容を支給する。

目標業績指標	達 成 率	内 容
連結売上高	140%以上	あらかじめ定めた基準額の 200%
	～	～
連結営業利益	60%未満	あらかじめ定めた基準額の 0%

[株式報酬]

「2020 中期経営計画」における業績目標のうち、本制度における目標業績指標を以下とし、期初に定めた各々の目標の達成度に応じて、以下ポイント数に相当する株式等を付与する。

目標業績指標	達 成 率	内 容
ROE 営業利益率	140% 以上	役位別基本ポイントの 200%
	～	～
	90% 未満	役位別基本ポイントの 0%

「2020 中期経営計画」の業績目標

- ・ ROE 8.0%
- ・ 営業利益率 9.6%

2. 本制度における信託契約の内容について

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 対象取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月28日（平成30年8月に変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月28日～平成30年8月31日
（平成30年8月の信託契約の変更により、平成33年8月31日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年9月1日 |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 615百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

以上